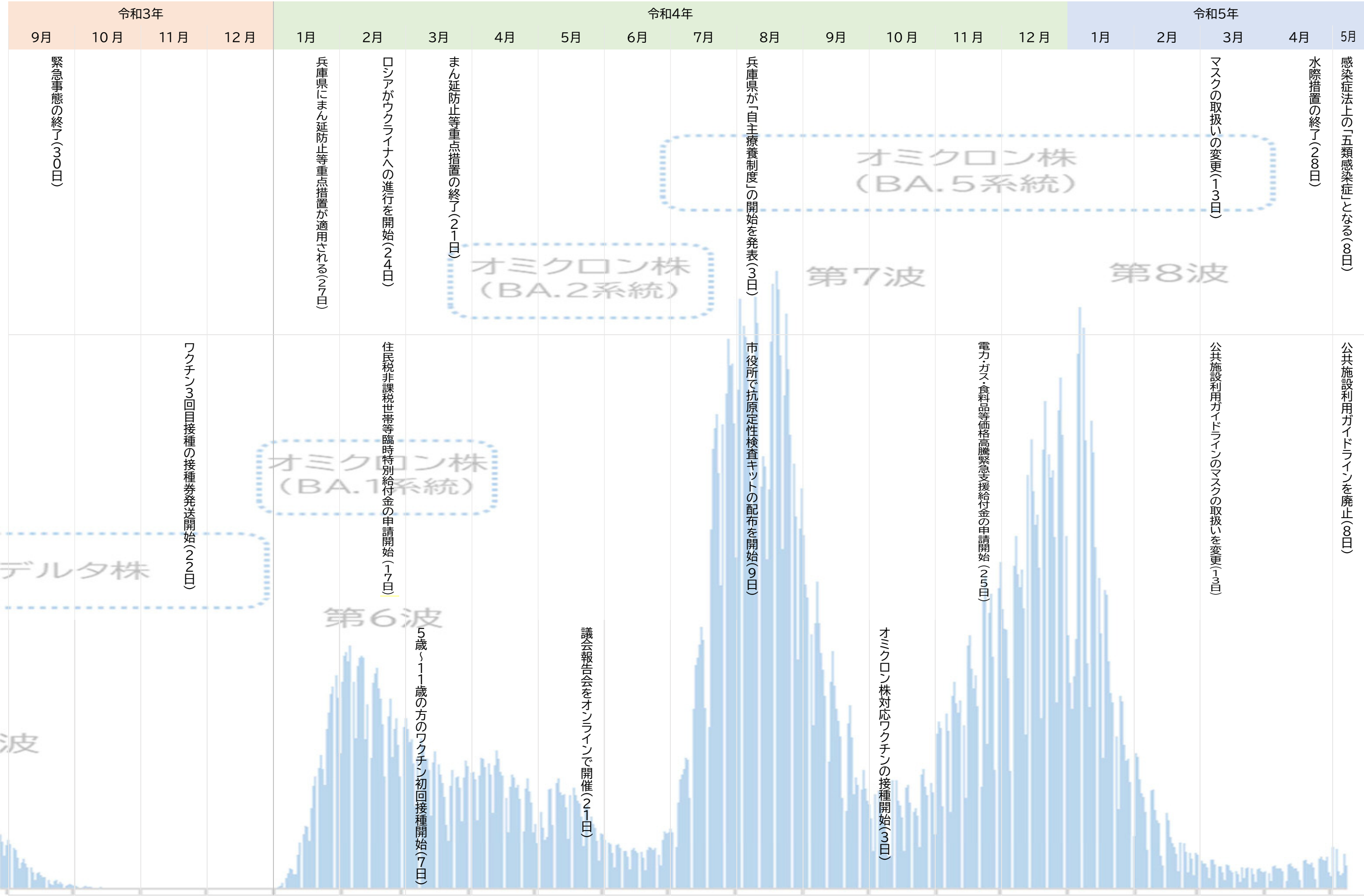


227



第16節【早見表(2)】 主な対応等(目的・分野別)

感染症対策において考えられる主な留意点等(新型コロナウイルス感染症への対応を振り返って)		
感染症対策の目的	考えられる主な留意点等	左記の留意点に対して考えられる対応等
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 2) 市民生活及び市民経済に及ぶ影響が最小となるようにする。	A) 感染症への対応を進めるために、組織体制の構築・運用が必要である。また、職員等が感染する可能性への対応も必要である。 B) 対応の2つの目的(左記)には相反する側面がある。加えて、流行が長期化する可能性があり、2つの目的の両立が長期的に求められる可能性がある。 C) 感染症の性質や、流行の予測等が困難な状況が想定される。 D) 感染症対策には、社会全体で取り組むことによって効果が期待できるものが多いが、一方で、感染や感染症対策によるリスクや影響、それらの認知には多様性が存在する。 E) 感染症の流行により人々の間に不安が生じやすくなったり、様々な情報が流れたりする懸念がある。 F) 感染症対策に必要な備品等の一時的な不足が懸念される。 G) 感染者の急増による医療崩壊や、感染症とその他の危機の複合的な発生を考慮する必要がある。	☐ 感染症に対応するための組織体制を早期に構築し、運用する。 ^{A)} - 迅速な(初動)対応ための組織体制(対策本部等)を構築するとともに、流行の長期化を見据えて、平時の組織体制との並存を前提とした運用に取り組む。^{B)} - 職員の感染対策に取り組むとともに、職員が感染した場合等における業務(事業)継続体制の構築を図る。^{A)} - 対応に必要な資源の確保に取り組む。^{A)} - 過去の対応等を参考としながら、当該時点の状況を踏まえて対応を進めることが想定される。そのために、平時から、過去の感染症への対応の継承等を図る。^{A)} ☐ オンラインを活用すること等により、感染対策と日常生活との両立を図るための対応に取り組む。 ^{B)} - 上記には限界(※3.16.1)も想定されるため、それにより生じる影響(経済的影響・その他の影響)と、その対応(支援等)を、国・県の対応も踏まえて検討する。^{B)} ☐ 不安や混乱等の低減を図り、冷静・効果的な対応を促進するための情報発信・相談への対応に取り組む。 ^{C)D)E)}
		☐ 対応マニュアルを整理する等により、基本的な対応が広く実施されるように取り組む。また、平時から、感染症対策に関する周知啓発等に取り組む。 ^{D)E)F)}
		☐ 平時から医療ひっ迫を防ぐための取組の継承を図るとともに、災害対応等において、感染症流行下での対応を想定した備えに取り組む。 ^{G)}

※3.16.1 ICT技術の進歩、当該時点の本市や市民生活を取り巻く状況等により、この限界は変動する可能性がある。

該当箇所	目的	対応分野	対応の振り返り(概要)		今後の新たな感染症の流行への備え(概要)
第3章第1節	対応に必要な組織体制の整備等	感染症の対応に関する市の組織体制等	患者搬送の手順の確認	☐ 国内で一例目となる患者の発生が発表された1週間後(令和2年1月23日)に関係各課の調整会議を開催し、患者の把握から病院への搬送までの手順を確認した。後に、このルールが実際に活かされる例が発生し、ルールを早期に共有することの重要性を改めて認識した。	☒ 今後の新たな感染症の流行においても、患者の把握から病院への搬送までの手順を、早期に共有する。 ☒ 「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、今後の政府行動計画の改訂にあわせて、見直しを行うことが考えられる。 その際には、対策本部と平時の組織体制の長期的な併存を前提として、次のような検討を行うことが考えられる。 - 庁内の情報交換・共有を容易かつ円滑に実施するための仕組みの整備 - 複数の部署が関わる取組を円滑に実施するための機動的な組織編制等 - 職員の専門性の活用の推進を図る取組
			推進本部会議及び対策本部の設置・運営	☐ 令和2年2月3日に推進本部会議を、同月27日に対策本部を設置し、対応を進めた。これらの対応は「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえて実施した。 ☐ 「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」に整理している対策本部の組織体制も、平時の組織体制を基本に構成されているが、新型コロナウイルス感染症への対応は、その併存に数年に渡って取り組む実例となった。このようななかであって、少人数の会議体で機動的な対応を行うなどの運用を行った、	

			過去の記録の活用	□ 過去の新型インフルエンザの対応に関する記録等が、新型コロナウイルス感染症の初動対応においても有用であった。	■ 過去の新型インフルエンザの対応に関する記録や、新型コロナウイルス感染症の対応の記録等について、その継承を図る。
			職員の感染対策等	□ 市職員における感染拡大を防止する観点から、通勤ラッシュの時間帯を避けるため、職員の時差勤務を実施した。また、出勤する職員の数の削減を図るため、在宅勤務を実施した。 □ 新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤することが著しく困難であると認められる場合に、特別休暇が取得できるように対応した。 □ 執務室等における人と人との距離の確保、マスクの着用、換気等に取り組んだほか、日々の体調管理による感染の早期発見や、感染が疑われる場合等の出勤の回避に取り組んだ。	■ 時差勤務や在宅勤務の取組は令和5年5月8日以降も継続しており、今後も業務の状況等を踏まえて実施するとともに、感染症流行時にはその推進による感染対策を検討する。 ■ 今後新たな感染症が流行した場合においても、その流行の状況等に応じて、特別休暇による対応を検討する。 ■ 感染症流行時における市の職員の感染対策や健康管理については、新型コロナウイルス感染症への対応の継承に取り組み、今後新たな感染症が流行した場合の円滑な実施を図る。
			業務(事業)継続に関する取組	□ 市職員が患者・濃厚接触者となり、出勤ができない場合に備えて、市の各業務の一定期間の停止や、代替手法によるサービスの提供等について整理を行った。	■ 事業(業務)継続に関する取組は、市の危機管理指針に基づく取組を継続的に実施するとともに、DXの推進を踏まえて具体的な手法の見直し・検討を重ねること等により、係る取組を推進する。
第3章第2節	対応に必要な組織体制の整備等	市立芦屋病院における取組及び芦屋市医師会との連携	感染症患者の受け入れ	□ 流行早期の段階から、市内で唯一新型コロナウイルス感染者が入院できる医療機関として陰圧病室での受け入れを開始した。その後、県からの「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定も受けながら、受入病床を10床まで拡充して対応した。	■ 「市立芦屋病院 経営強化プラン(令和4年度～令和9年度) 第2版」(令和5年7月)においても、「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」を取組事項の1つとしており、引き続き取組を進める。
			通常の入院・外来診療機能の継続	□ 院内感染対策を講じながら24時間365日の救急受け入れ態勢を確保するとともに、電話再診の実施など、通常通りの入院・外来診療機能の継続に努めた。 □ 人間ドック等の検診事業は一時的に休止したが、令和2年5月末の緊急事態宣言後には再開した。感染症の流行に伴う人間ドック・検診の受診控えの傾向を踏まえて、人間ドック全体の運用の見直しや、受診・早期発見を促すための取組を行った。	■ 市立芦屋病院では、地域の感染症対策を担う基幹的な医療機関としての役割を担い、芦屋市医師会、芦屋健康福祉事務所、市内26施設と連携し、新型コロナウイルス感染症の対策や今後新たに発生する可能性がある新興感染症の対応について、検討や情報共有を実施している。今後も引き続き、取組を進める。
			院内の感染対策	□ 職員の技量と対策の徹底により、流行当初から令和5年5月8日までの間においても、院内クラスターの発生を0件に抑えた。	
			芦屋市医師会等との連携	□ 市立芦屋病院に勤務する職員以外の市職員や、他病院の医療従事者へ感染対策研修を実施するなど、院内にとどまらない感染防止活動を行った。あわせて、早期の段階から芦屋健康福祉事務所や芦屋市医師会等の関係機関と連携を図りながら、検査体制や感染防止対策の構築に取り組んだ。	

第3章第3節	対応に必要な組織体制の整備等	消防・救急に関する取組	対応マニュアルの作成	☐ 令和2年2月4日付けの総務省消防庁からの通知を受けて、市の消防本部としての対応マニュアルを作成した。	■ 救急搬送においては、新たな感染症の流行等に早期に対応することとなるため、感染症の流行状況を注視する。 ■ 今後新たな感染症が流行した際の円滑な対応を図るため、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って作成した市消防本部の対応マニュアルや、実施した対応について、その継承に取り組む。
			救急搬送の運用・体制の確保	☐ 救急要請の受電の際に要請者の状況等を確認し、芦屋健康福祉事務所との連携のもと、対応に取り組んだ。 ☐ 救急搬送に関して、次のような状況が発生した。 ・ 出場件数・搬送人員は、令和元年度から令和2年度にかけて減少し、その後令和4年度にかけて増加傾向を示した。減少の原因には、インフルエンザ・熱中症による搬送の減少があげられるほか、外出自粛や感染への警戒感が影響した可能性も推察される。 ・ 新型コロナウイルス感染症の傷病者や、その他の傷病者の搬送において、搬送先が決定するまでに時間を要した事案が多く発生した。平均搬送時間は、流行前の令和元年には33.3分であったが、令和4年には42.3分となった。 ☐ 救急搬送体制については、非常用救急車を使用するとともに、本部残留者や非番員を招集して救急隊を編成し、増隊で対応した。	
			職員の感染対策	☐ 消防・救急の業務にあたる職員の感染リスクの分散を図るため、隔日勤務者の勤務シフトの変更や、食堂・仮眠室等の徹底した消毒を実施した。その結果、消防・救急業務への影響の発生には至らなかった。	■ 救急搬送においては、新たな感染症の流行等に早期に対応することとなるため、感染症の流行状況を注視するとともに、状況に応じた個人防護具(PPE)の備えについて、随時検討等を行う。
			救急搬送時の個人防護具の見直し	☐ 搬送時における感染対策については、新型コロナウイルス感染症の流行前から個人防護具を着用して対応していたが、その一部の見直しを行った。 ☐ 救急搬送時に車両に同乗する疾病者家族等にもマスクの着用にご協力を頂いたほか、車両の消毒にも取り組んだ。	
			救急車の適正利用の周知等	☐ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い搬送に時間を要する事案が生じるなか、救急搬送体制のひっ迫の回避を図るため、救急車の適正利用に係る周知や、新型コロナウイルス感染症に係る問い合わせ先の周知に取り組んだ。	■ 救急車の適正利用の周知・啓発については、平時の救急搬送体制の確保においても重要であることから、引き続き周知・啓発に取り組む。

該当箇所	目的	対応分野	対応の振り返り(概要)		今後の新たな感染症の流行への備え(概要)
第3章第4節	市民の方への情報の発信や相談への対応	市民の方への情報の発信	情報発信の目的等	☐ 新型コロナウイルス感染症の流行により、健康や生命に関わる未知のリスクがもたらされた。また、感染症対策も、日々の暮らしに様々な制約や影響をもたらした。加えて流行が長期化し、不安や混乱が広がりやすい状況が継続して発生した。 一方で、感染症の流行を乗り越えるためには、社会全体で対策を進めることが重要であり、市民の方に必要な情報を届け、冷静な対応を呼び掛ける情報発信が重要となった。	■ 感染症対策における情報発信の目的には、次の点があげられる。 ・ 感染症の流行に伴う市民の方の不安や混乱等の低減を図り、冷静な対応につなげる ・ 市民の方が状況に応じた効果的な対応をとれるようにし、感染症の流行による影響の低減を図る ■ 発信する情報の内容は「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を基本に検討する。 ・ 流行の収束等の予測が困難であり、そうした内容に関する確度の高い情報の発信が困難である場合も想定される。 ・ 一方で、実際に行う感染症対策については基本的な方法が一定確立されており、こうした確度の高い情報の発信に取り組む。
			市組織における情報の整理・共有	☐ 感染症やその対策に関する情報は多岐に渡るとともに、平時の組織体制が長期的に維持され、各部署で情報が蓄積される状況を想定する必要がある。	■ 庁内における情報共有のスキームを整理し、各部署が保有・発信する情報を相互に把握するとともに、必要に応じて関係部署で情報を整理のうえ発信するといった取組を進めることが重要。
			情報発信の方法等	☐ 初動対応における情報発信では、広報紙や市のホームページ、SNS、広報テレビ、広報掲示板を用いた情報発信を実施した。また、全戸ビラの配布や、道路パトロールカーによる市内の巡回・呼び掛け、あしや防災ネットや防災行政無線を用いた情報発信を実施した。 初動対応以降は、広報紙、広報テレビ、市のホームページ、広報掲示板等の媒体で発信を続けた。 ・ 「市長メッセージ」を発信し、流行状況や感染対策、関係する事業等の情報発信に加えて、市民の方に向けた呼び掛けを行った。 ・ 市のホームページにおける情報発信では、関係するページをつなぐ結節点として「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を開設し、多岐に渡る情報にアクセスしやすいよう取り組んだ。 それでもなお、市のホームページにおける情報量が増大することは、課題の1つであった。	■ 今後新たな感染症が流行した場合も、それぞれの情報媒体が持つ特徴を踏まえつつ、複数の方法を併用した情報発信に取り組む。
			多言語での情報発信	☐ 広報紙や全戸配布ビラを多言語情報配信クラウドサービスに掲載し、多言語による情報提供に取り組んだ。また、日本語・英語での「外国語でのコロナウイルスの情報」のホームページの作成、緊急度の高い情報等の個別の翻訳・発信給付金の申請における通訳等にも取り組んだ。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、多言語での情報発信に取り組む。

第3章第5節	市民の方への情報の発信や相談への対応	市民の方からの相談への対応	感染が疑われる場合等の相談への対応	☐ 感染時の体調・症状に関する相談については、県の相談窓口が設置され、対応が図られた。 ☐ 本市においては、市長メッセージや広報紙等において県の相談窓口の周知に取り組んだ。 ☐ 感染拡大とともに保健所に大きな業務負荷が発生し、国内において、感染拡大防止に係る対策が十分に実施できない地域なども散見される状況が発生した。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、県の相談窓口の設置が想定される。その際には、市は市民の方に向けた周知に取り組む。 ・ 市のホームページ、広報紙及びSNS等による発信が考えられるが、相談窓口が新たに設置されたときや、市内で感染が本格的に広がってきたときなどには、「芦屋防災ネット」やビラの全戸配布等による周知を検討する。 ・ 感染症の流行に伴う混乱等も懸念されることから、冷静な対応につなげるような情報発信に取り組む。
			生活上の困りごとに関する相談への対応	☐ 市では、新型コロナウイルス感染症が流行する前から「総合相談窓口」を設置しており、この総合相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う休業等による収入の減少、それによる生活の不安等の相談についても対応を行うとともに、その周知にも取り組んだ。 ・ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置が実施された令和2年度・令和3年度に、総合相談窓口における「経済、法律問題(多重債務等)」に関する相談が急増した。また、令和4年度には「生活(衣食住の欠如等)」に関する相談の増加がみられた。 ☐ こうした相談への対応において、地域活動(民生委員・児童委員による見守り活動等)の取組もいただいたところである。 ・ 市からは、民生委員・児童委員の方にマスク・消毒液を配布した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴って途絶えた地域活動を再開することについて、そのハードルが高くなってしまったという影響が整理される。その要因には、担い手の高齢化、ノウハウの継承の困難さ、モチベーションの低下といった点があげられる。	■ 今後新たな感染症が流行した場合においても、生活上の困りごとの増加が懸念される。そのため、相談窓口の周知及びその業務の継続に取り組む。 ・ 特に、大きな行動変容が必要となる段階においては、周知の強化に取り組む。 ■ 民生委員活動の経験の蓄積が難しくなっていることを背景に、ノウハウの継承の支援等の取組を進めており、引き続き取組を進める。
			DVや児童虐待、子育てに関する相談等への対応	☐ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活不安やストレス等は、DV(配偶者等からの暴力)や児童虐待、不登校等の増加・深刻化の一因となることが懸念された。そこで、相談体制の維持や、相談窓口の周知等に取り組んだ。 ・ DVの相談件数は、令和2年度と令和4年度に増加がみられた。この件数の増加に関しては、給付金の問い合わせ等をきっかけとした相談が多かったことが要因であると考えられる。 DVについては、直接な相談窓口に加えて、各種申請・問合せ等の多様な機会を活用し、被害を受けていることの認識を持っていただけるよう情報提供に努め、相談につなげることが重要である。 ・ 児童虐待や子育て支援、不登校に関する取組については、その継続を図るとともに、オンラインによる対応にも取り組んだ。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、DVや児童虐待、子育てに関する問題が増加する可能性に留意する必要がある。 ■ 一方で、こうした問題は感染症の流行によって特異的に発生するものではないことを踏まえて、平時における取組を進めるとともに、感染症流行下における対応の想定等に取り組むことにより、今後の新たな感染症の流行に備える。

			偏見や差別、人権に関する相談等への対応	□ 新型コロナウイルス感染症の流行においては、不安等に起因する偏見や差別が発生し、課題の1つとなった。 ・ 具体的には、感染した人がインターネット上で誹謗中傷を受けることや、感染者と同じ職場や学校に通う人、感染者の治療に取り組む医療従事者やその家族等が、出勤や施設等の利用を拒否されるといった人権侵害が社会問題となった。 □ 本市では、令和2年4月24日から、感染者、濃厚接触者、医療従事者への差別やいじめ、誹謗中傷の防止に係る啓発記事、相談窓口の案内を市のホームページに掲載し、偏見や差別の防止に係る取組を行った。 また、令和3年3月に策定した「第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」においても、「感染症患者などの人権」を扱った。 □ 令和3年8月5日には、阪神7市1町で「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない」共同メッセージを発表した。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、流行に伴って生じる不安により、偏見や差別が発生するリスクが高まることが懸念される。 そこで、情報発信の取り組みにおいて不安の低減を図るとともに、偏見や差別、人権に関する啓発に取り組む。 ■ 平時から偏見や差別、人権に関する問題の発生を防ぐ取組を進めることも重要であり、引き続き、「第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」(令和3年3月策定)に基づき、取組を進める。 (具体的な取組) ・ 人権に関する広報、啓発、教育・学習 ・ 通報体制や相談体制の充実、関係機関との連携
			消費生活相談(悪質商法等に関する相談への対応)	□ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、悪質商法等に関する相談の増加や、特別定額給付金を装って個人情報聞き出そうとする事案等の発生が懸念された。 □ 本市では、新型コロナウイルス感染症の流行前から、芦屋市消費生活センターでの消費生活相談の受付や、悪質商法等に関する啓発等に取り組んできたが、上記の懸念を踏まえて、市のホームページや広報紙での注意喚起、「芦屋市消費生活センター新聞」における関係記事の掲載等に取り組んだ。また、注意喚起のチラシを作成して配布するとともに、ホームページで注意を呼び掛けた。	■ 感染症が流行した際には、人々の間に不安が広がりやすいことや、臨時的な事業(給付金事業やワクチン接種事業等)が実施される可能性があること等から、消費生活トラブル等の発生が懸念される。 ■ 今後新たな感染症が流行した際には、新型コロナウイルス感染症の流行における対応を参考に、注意喚起に取り組む。特に、大幅な行動変容や、臨時的な事業の開始の前後等において、取組を強化する。 ■ 消費者トラブル等は感染症の流行時のみに発生するものではなく、平時から、その対応に取り組むことも重要である。具体的には、「第3次芦屋市消費者教育推進計画」に基づく取組を進める。

該当箇所	目的	対応分野	対応の振り返り(概要)		今後の新たな感染症の流行への備え(概要)
第3章第6節	感染症の流行に伴う 臨時的な事業の実施	ワクチン接種事業	実施背景 (国・県の動き)	☐ 予防接種は、疾病に対して免疫の効果をさせるために、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンの注射又は接種を行い、伝染のおそれがある疾病の発生、まん延の予防を図るものである。 ☐ 新型コロナワクチンの接種については、国(厚生労働大臣)の指示のもと、兵庫県の協力を受けて、本市でもワクチン接種事業を実施した。	■ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業は、大規模かつ集中的な接種の実例であることから、関係する資料の庁内での継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行への備えとする。 ■ 新型コロナワクチン接種においては、芦屋市医師会、芦屋病院等との連絡調整に時間を要したために、接種時期等の遅滞を招いた反省を踏まえ、常日頃からの非常時への連携体制を構築することが必要である。具体的な取組として、令和3年2月から、芦屋市医師会と市において新型コロナウイルスワクチン接種実施に係る検討会を継続して開催しており、こうした取組の必要性を、今後の新たな感染症の流行への備えとして継承することが重要である。 ■ 短期間での職員体制の構築ができず、職員の時間外勤務時間の増大を招き、職員の健康管理が後手に回ってしまったことから、今後の新たな感染症の流行への備えとして、非常時での職員体制の強化(全職員の応援体制を含む)を図ることが必要。
			接種事業の準備	☐ 接種事業の実施に当たり、ワクチンを管理するための資機材の確保、被接種者に副反応がみられた場合の救急対応等が必要となった。また、市の組織改正を行う等、必要な体制の整備も進めた。 ☐ 市で、集団接種会を設置することとし、その準備に取り組んだ。 ☐ 接種の予約の受付は市で一括して実施することとし、市のコールセンターを開設した。	
			接種事業の実施	☐ 接種は、高齢者施設等において実施した後、国から示された接種に係る優先順位に基づき、段階的に年齢を引き下げて実施した。 ☐ 集団接種における医師・看護師等の確保や、個別医療機関における接種等について、芦屋市医師会と協議・調整を行い、取組を進めた。 ☐ 広報紙や市長メッセージ等において、接種に関する情報発信を行った。 ☐ 市で集団接種会場を設置して接種を実施した。 - 会場は市の公共施設である保健福祉センター等や民間施設を活用し、全庁的に市職員を動員して対応した。 - 会場となった施設では、施設の利用制限が生じたほか、換気・消毒等が必要となった。 ☐ 市立芦屋病院では、令和3年4月5日から院内医療従事者等への接種を開始した。続いて、5月24日からは高齢者を対象とした新型コロナワクチン接種を開始した。会場の確保については、同院地下1階の駐車場を活用して対応した。 ☐ コールセンターへの問い合わせ件数は、接種券を送付した翌日等に増加し、コールセンターの電話回線が常に埋まっている状態も発生した。そのため、電話回線を増設して対応した。 ☐ ワクチンを保管する冷蔵庫の温度管理が徹底できておらず、被接種者の安全確保のためにワクチンを破棄する事案等が発生した。	

第3章第7節	感染症の流行に伴う 臨時的な事業の実施	抗原検査キット配布事業	実施背景 (国・県の動き)	☐ 感染拡大の防止等を図る上で、検査による感染の早期発見は重要な取組である。 ☐ 新型コロナウイルス感染症への対応では、国・県による検査体制の強化が進められたが、流行第7波においては、医療ひっ迫を防ぐ観点から、検査キットを用いた自己検査による対応が進められた。 兵庫県では、感染者の急増を踏まえた「自主療養制度」が実施されるとともに、症状が軽く重症化リスクの低い発熱等有症状者に対して、検査キットを配送する取組が実施された。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、感染の急速な拡大がみられる場合等において、自己検査・自主療養に関する取組や検査キットの配布が行われる可能性が考えられる。 ■ そのため、新型コロナウイルス感染症の流行において実施した対応の継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行に備える。
			配布の準備	☐ 本市では、県からの依頼を受け、市役所においてキットの配布を実施することとした。配布に向けた準備の主な対応は次のとおり。 - 議員各位への文書配信、ホームページの開設、広報掲示板へのチラシの掲示、記者発表資料の配布 - コールセンター設営(委託) - 庁舎内への資機材の搬入、配布のシミュレーションの実施 - 医師会事務局へ実施概要説明 - 芦屋警察署交通総務課へ事前告知(会場付近の交通について) - 職員が兵庫県庁を訪問し、検査キットを受け取る	
			配布の実施	☐ 配布は、市職員を全庁的に動員して実施した。 ☐ 実施における主な留意点は次のようなものであった。 - 配布の対象が症状のある方であることを踏まえ、受け取る方が車外に降りないドライブスルー方式を採用するとともに、ゾーニングや個人防護具の着用等により、感染の拡大防止を図った。 - 多くの問い合わせや申請があることを想定し、専用のコールセンターを設けた。また、WEB予約で時間帯ごとの枠数を管理して混雑を回避するとともに、周辺道路の混雑の可能性にも留意した。	
第3章第8節	感染症の流行に伴う 臨時的な事業の実施	経済的支援に関する取組	実施背景・概要	☐ 新型コロナウイルス感染症の流行や、時期を同じくして発生した国際情勢の変化等は、国内の経済や暮らしに大きな影響を及ぼした。国からの経済対策が打ち出されるなか、本市においても、個人や事業者に対する経済的支援を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用して実施した。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、感染への不安や感染対策による行動変容等により、経済や暮らしに影響が及ぶ可能性が考えられる。 そのため、新型コロナウイルス感染症の流行により発生した状況や、その対応の継承に取り組み、今後の新たな感染症の流行に備える。
			個人向けの 経済的支援	☐ 給付金事業等(主なもの) - 住民基本台帳に登録されている方を対象とした事業 特別定額給付金事業 - 家計急変世帯等を対象とした事業 住民税非課税世帯等臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格	

			高騰緊急支援給付金、生活福祉資金・緊急小口資金、総合支援資金、住宅確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、家計改善支援事業、傷病手当金 - 子育て世帯等を対象とした事業 子育て世帯への臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、妊婦臨時特別給付金 - 就学の支援 就学援助費や芦屋市奨学金制度の対象に、家計急変が生じた世帯を追加 □ 公共料金や税の減免等(主なもの) - 水道・下水道基本料金の免除 - 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方(世帯の主たる生計維持者の死亡等)を対象に、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を減免 - 各種税の申告・納付期限の延長、徴収猶予制度の特例、特例措置等の創設・拡充等 □ その他の取組(主なもの) - 妊婦の方に向けたマスクの配布 - 生理用品の配布	■ このことから、平時における取組として、「芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、包括的な支援体制の整備・重層的なセーフティーネットの構築に取り組むなかで、こうした課題への対応を図ることが重要である。
		事業者向けの 経済的支援	□ 支援金・融資等(主なもの) - 休業要請事業者継続支援金(追加支援金及び追加支援金休業要請延長分を含む) - 事業者支援緊急融資資金貸付事業、個人事業主事業所賃料支援補助金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業、事業者一時支援金 - キャッシュレス決済ポイント還元事業 - 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証、危機関連保証 □ その他(主なもの) - SNSでの情報発信	■ 新型コロナウイルス感染症の流行やその対応に伴い、通信販売やインターネット販売、電子マネー等の利用が進んだ。こうした新たな取組(商習慣等)や、消費者ニーズ(の変化)への対応を課題として地域経済の振興に取り組むことは、その過程において、地域経済の対応力の向上につながるものと考えられる。 これまでのビジネスとは異なった「3密の回避」などの新しい生活様式を取り入れるような方法が求められており、これから起こり得る危機に対して危機対応能力の強化ができるよう支援や情報の提供等を行う必要がある。 具体的には、「芦屋市 中小企業・小規模企業振興基本計画(令和5年度～令和9年度)」「(令和5年3月策定)」に基づく取組を進めること等が重要。

			事業の実施体制等	□ 給付金の支給に当たっては、実施体制やシステムの運用をはじめ多くの検討が必要となったほか、短期間に申し出が集中してその他の業務が滞った例がみられた。 ・ 職員の体制の整備や、他部署の職員の応援等によって事業を実施することができた事例もあった。 □ 住居確保給付金事業では、その審査を通して、申請者が抱えている課題の状況の把握にもつながった。このことから、経済的施策を入口に申請者が抱える課題を世帯全体として捉え、必要に応じて庁内外の関連部署と連携して支援することの必要性が示唆された。	■ 今後の新たな感染症の流行において、緊急的な事業や、短期間に多数の問い合わせが予想される事業等の実施する場合においては、関係課の役割分担・連携・支援等を含む体制整備が必要となる可能性がある。 また、経済的施策は申請者が抱える課題を捉える機会の1つになり得ることを踏まえて取組を検討することも重要である。 ・ これらの点については、今後、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改める際の観点の1つとする。
第3章第9節	事業や施設における感染対策等	公共施設ガイドライン等の作成・運用	ガイドライン等の作成・運用	□ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、市主催イベント等の中止や、市立施設の閉鎖・利用制限等を実施した。 □ 利用の再開に当たって、市の施設における感染症対策として実施すべき基本的事項を、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設ガイドライン」として整理し、内容を更新しながら運用した。 ・ 主な項目は次のとおり。 ・ 利用者に実施していただく事項 発熱等がある場合の利用の自粛、利用の禁止(リスクが高い行為の禁止)、リスクが高い行為における感染対策の強化、基本的な感染対策、利用時間の短縮 等 ・ 施設管理者において実施する事項 施設利用の注意点の明示、基本的な感染対策の周知・実施等、施設内で感染が疑われる者が発生した場合の対応 等 ・ 利用者名簿の作成等 ・ 市主催イベント・大会の収容率及び人数の上限 ・ ガイドラインに基づく対応により、次のような影響等が生じた。 ・ 定員を制限することで、施設の一般開放の利用や実施事業への参加が困難になること、先着順としていた利用予約の電話が込み合うこと等の影響が生じた。 ・ 上記への対応として、一般開放における利用時間の上限の設定や、予約方法の見直し等に取り組んだが、利用希望に沿えないことがあったほか、予約を抽選制とすることによって職員の事務が増加するといった影響が生じた。 ・ 多数の来館者が見込まれるイベントの開催を見送り、代替のイベントを実施する対応も行ったが、代替のイベントの実施により、施設における事業の周知につながる等の効果もみられた。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、感染状況等に応じて、市内公共施設の閉鎖やイベントの延期・中止等の対応が必要になることが想定される。こうした対応においては、市民の方への迅速かつ分かりやすい情報発信に取り組むことが重要。 ■ 今後の新たな感染症の流行においては、新型コロナウイルス感染症への対応で作成したガイドラインの内容を参考に、当該感染症の特性等に応じて、ガイドラインやマニュアルの作成・運用を行うことが考えられる。そのため、それらのガイドライン等やその運用、運用によって生じた影響・対応の継承に取り組み、今後の備えとする。

				☐ 社会体育施設については、運動を行うという利用上の特性を踏まえて、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」を整理して対応した。 ☐ 学校園においては、子どもたちの日々の生活の場であるといった特性を踏まえて、別途、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を策定して対応に取り組んだ。また、保育所等においても、それぞれの状況に応じた対応を行った。	
第3章第10節	事業や施設における感染対策等	市議会における取組	感染対策の実施	☐ マスクの着用や換気、発言時間の短縮等の感染対策を実施した。 ・ 総括質問や一般質問の発言時間の短縮(本会議の会議時間短縮のため) ・ 大会議室への入室人数の制限や、委員会や傍聴席の座席間隔を空ける等の取組の実施 ・ 議会報告会や行政視察のオンラインでの実施 ・ 本会議や委員会における換気の実施 等	■ 「芦屋市議会機能継続計画(議会BCP)～感染症対策編～」の実効性を確保するため、今後も定期的な訓練や見直しを行う。
			機能継続計画(BCP)の策定等	☐ 議会機能を維持するため、「芦屋市議会機能継続計画(議会BCP)～感染症対策編～」を策定した。また、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化に応じて見直しも行った。	
第3章第11節	事業や施設における感染対策等	学校等の臨時休業や感染症対策等	臨時休業等の実施(学校園)	☐ 学校園においては文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、臨時休業を実施した。 ・ 市立小中学校 令和2年3月13日から令和2年5月31日まで(当初は春休みに入るまでを予定していたが、緊急事態宣言の発令を受けて延長) ・ 市立幼稚園 令和2年3月13日から令和2年5月31日まで(当初は春休みに入るまでを予定していたが、緊急事態宣言の発令を受けて延長) ☐ 臨時休業の期間においては、全ての幼児・児童を対象とした園庭・校庭開放や、学校園から各家庭への電話連絡、校園長からのメッセージ等の動画の作成・送信、学習課題の配布等の取組を実施した。 ☐ 国の緊急事態宣言解除後には、5月20日から5月31日までの期間に2回、登校園可能日を設定し、分散(少人数)登校園を実施した。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症への対応と同様の対応が想定されることから、実施した対応の継承に取り組む。 ■ 新型コロナウイルス感染症の流行期において、GIGAスクール構想をはじめ、学校等におけるICTの活用が進んだ。感染対策を行いながら学び・活動の機会の確保を図る場合において、ICTは重要な役割を果たすことから、平時の取り組みを推進することに加えて、感染症流行時における運用にも備える。

				☐ 学校を再開した6月1日から6月26日までの期間においては、分散登校園を行い、子どもたちが段階を追って学校園生活のリズムを取り戻せるよう配慮し、安心して学校園生活が過ごせるように努めた。子どもたちは、徐々に元の生活に戻ったことで、安心して新しい学校園生活を送ることができ、6月29日からは本来の授業・保育に移行した。	
			臨時休業等の実施 (放課後児童クラブ)	☐ 放課後児童クラブにおいては、厚生労働省の指示により、長期休業期間(夏休み等)と同等の午前8時からの受入れを開始した。受け入れに当たり、登級前の検温や体調不良児の登級自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。	
				☐ 4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って育成料等を減額(還付)することを決定し、更なる登級自粛の要請を行った。4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登級する「限定的な受け入れ」に切替えた。 ☐ 「限定的な受け入れ」は、5月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受けて5月23日に終了し、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登級自粛を要請し、育成料減額の対象期間とした。6月1日からは段階的に小学校が再開され、それに合わせながら運営を行っていたが、6月29日からは通常どおりの開級時間とした。	
			臨時休業等の実施 (キッズスクエア)	☐ キッズスクエアにおいては、令和2年3月の学校の臨時休業を受け、令和2年3月3日から令和2年6月21日まで事業を休止した。また、その後の感染拡大において、令和3年9月6日から同月30日、令和4年1月19日から同年3月21日までの期間においても事業を休止した。 ☐ 休止期間中における児童とのつながりの確保を図るため、令和4年1月からの事業の休止の際に、市ホームページに「あしやキッズスクエア新聞」を掲載する取組を開始した。	

			臨時休業等の実施 (市立保育所等) □ 市立保育所等では、市主催の各種イベント等の中止を受け、令和2年2月27日から園庭開放を中止した。 □ 同年3月1日に兵庫県において患者が確認されたことを受け、登園前の検温や体調不良児の登園自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。また、3月11日に本市初の患者が発生したことを受け、3月13日から市立精道こども園の幼稚園部を休園した。 □ 同年4月7日の緊急事態宣言の発令を受け、4月8日には3月2日まで遡って保育料等を減額(還付)すること及び育児休業からの復職を7月1日まで延長することを決定し、更なる登園自粛の要請を行った。同月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登園する「特別保育」に切替えた。 □ 「特別保育」は、同年5月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月23日に終了した。以降、6月末までの間、家庭の事情が許す範囲で登園自粛を要請するかたちに戻し、保育料減額の対象期間とした。 ・ 保育料減額の取組については、一人ひとりの休園日数の日割り計算で行うために事務量が膨大であり、今後、事務処理方法等についての検討が必要である。 □ 「特別保育」等の実施期間中には、次のような取組を行った。 ・ 保育士等による手遊びや体操等の動画を、無料動画配信アプリを利用して配信 ・ 市の保育所等で提供している給食の味を家庭でも簡単に再現できるようにした「簡単クッキングレシピ」を市のホームページに掲載 ・ 市内の保育施設の保育士等から往復はがきでメッセージを送付し、自宅での様子を文字や絵で表現して返送してもらうという取組を、市立幼稚園と共に実施 □ 市立精道こども園(幼稚園部)の入園式は令和2年6月1日に行うこととし、その前週には登園可能日を設定して、子どもたちが園の環境に慣れること等に配慮して取り組んだ。入園式を実施した後も、幼稚園部の登園は「密」にならないように分散登園を実施した。	
--	--	--	--	--

			臨時休業等の実施 (すくすく学級) □ 「すくすく学級」では、春休みの開始を(令和2年)3月13日に繰り上げるとともに、緊急事態宣言を受けて4月8日から5月末までを休業とした。6月1日以降は感染防止対策を強化した上で、利用者を半数にする分散登級を開始し、6月29日から通常保育を再開した。 □ 休業期間中の取組として、職員が各家庭に手紙(お便り)の配布(投函)を行ったほか、休業前に学級で制作することを予定していた制作物のキットの配布も行った。こうした機会が、職員と保護者の方とのコミュニケーションの機会となることもあり、有効な取組の1つとなった。	
			運営再開後の感染 対策 (学校園) □ 運営再開後の感染対策として、次のような取組を実施した。 ・ 「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を作成し、全学校園に配布することで対策を徹底した。このマニュアルは、随時、最新の情報に改訂した。 ・ 非接触型赤外線体温計や空気清浄機を配備した。また、一部の学校ではCO2モニターを導入するとともに、精道・山手中学校では建物の24時間の換気システムによる換気を実施した。また、網戸の取付けや蛇口の一部の自動水栓化にも取り組んだ。 ・ 施設の消毒を教職員で行う場合、その負担が大きいことから、教職員が本来の業務に専念できるよう、全幼稚園及び小・中学校の共用部分に、抗菌・抗ウイルスコーティングを行った。 ・ GIGAスクール構想の「1人1台端末」整備を令和2年度に完了させ、オンラインの活用を推進した。 ・ 学級閉鎖の状況を市のホームページに掲載し、学校園における感染状況を広く周知した。 ・ 学校行事については、児童生徒の健康と安全を第一に考え、実施可否や方法等を検討して取り組んだ。 □ 学校給食に係る食材費高騰の中、「新型コロナウイルス感染症対応分地方創生臨時交付金」を活用し、令和4年7月から令和5年3月末までの保護者負担額に転嫁することなく、各校栄養士や調理師の工夫を盛り込んだ安全・安心で栄養バランスを保った給食の提供に取り組んだ。	

			運営再開後の感染対策 (放課後児童クラブ) □ 職員や在籍児童が感染者となった場合の施設の休止・再開の判断については、流行初期は芦屋健康福祉事務所への報告等を経た判断となっていたが、後に事業所毎に判断することとなった。この判断において、放課後児童クラブの休止・再開が保護者の方の就労可否等に大きな影響を与えることを踏まえて、対応を進めた。 □ 感染対策は、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を準用して実施した。具体的には、CO2モニターの導入、昼食時のアクリル板の設置、マスクや消毒液、空気清浄機等の各施設への配備に取り組んだ。	
			運営再開後の感染対策 (キッズスクエア) □ キッズスクエア事業における感染対策は、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を準用して実施した。 □ 事業の実施に当たっては、室内で密になる体験プログラムや高校生ボランティアを休止するとともに、密な状況が発生した場合に帰宅可能な児童は帰宅してもらうことがあるという前提での運営を行った。 □ 共同使用場所の消毒に取り組んだほか、児童においては、参加時・退出時の手洗い・消毒に取り組んだ。また、参加者・スタッフが体調不良の場合、家族が体調不良の場合に参加しないことをルールとして運用した。	
			運営再開後の感染対策 (市立保育所等) □ 令和2年7月に「芦屋市立こども園・保育所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成し、随時改定しながら取組を進めた。 □ 具体的には、次のような取組を行った。 ・ 子どもは登園前に検温、登園後は手洗い・消毒を行い、職員も同様に出勤前の検温、出勤後の手洗い・消毒・マスク着用を徹底した。 ・ 朝夕の送迎時においては、保護者の方が保育室に入室することを避けながら登降園管理に取り組み、接触機会の低減を図った。 ・ 机・椅子・床等の消毒や、玩具の消毒を行った。 玩具の消毒は、洗浄が難しい玩具はアルコール等での消毒を行い、洗浄が可能なものを洗浄して対応した。 ・ 保育室や園庭等での教育・保育においても、活動の時間・場所をずらす等の対応を行い、密にならず遊べる環境を工夫した。 ・ 換気については、子どもたちの動線等を考慮して開放する窓・扉を選択する等の工夫を行った。	

				・ 食事については、席数を増やして向かい合わず距離が取れるような環境の整備を行うとともに、黙食に取り組む等の対応を行った。食後のうがい、歯磨きは中止するとともに、手洗いなどの際には個人タオルの使用を中止し、ペーパータオルを使用した。 ・ 午睡の時間においては、布団やコットベッドを、子どもたち同士の顔が近づかないように配置した。 ・ 運動会や生活発表会等の園行事は、換気に加え、人数制限や2部制とすること等により密集や密接の防止を図った。バス遠足等は移動中の車内で密になる事が想定されるため中止し、他の保育所等の子どもたちとの交流ではICTを用いた取り組みを実施した。 ・ 保護者の方には送迎時のマスクの着用をお願いした。子どもには保育所等からマスクの着用は求めず、保護者の方が希望される場合には着用を可能とする対応を行った。マスクを着用する場合には、熱中症の予防に特に留意し、屋外遊びにおいて適宜マスクを外すように働きかける等の対応を行った。 ・ 流行初期には、衛生用品や備品が品薄となる状態が続いていたため、市で購入を行い、保育施設に直接配布して迅速な感染対策を行なった。その後、感染症対策用品の供給が次第に増加したことに伴い、国の補助制度を活用し、各施設で感染対策の実施に要した経費に対する補助制度を創設した。 ・ 保育所等で子ども等の感染が確認された場合、当該クラスの保護者に対し、個人が特定されないように配慮したメールを配信し、臨時休園、当該クラスの学級閉鎖、健康観察等と呼び掛けた。休日等に子ども等の感染が確認された場合の連絡体制の確保にも取り組んだが、こうした対応を行うため、職員が休日に勤務を行う等、職員体制を構築する必要が生じた。	
			運営再開後の感染対策 (すくすく学級)	☐ 保育室内での遊びにおいては、子どもたちが一か所に集まらないように玩具の配置や遊びの工夫等を行った。 ☐ お弁当を食べるときの座席配置を工夫し、対人距離の確保を図った。 ☐ 屋外の活動であっても、「密集」「密接」につながるような活動は控えた。こうした状況のなかで子どもたちのストレスの解消を図るため、園庭での保育を充実させ、体を使った遊びの保障に取り組んだ。 ☐ 手洗いや、手指・備品等の消毒に取り組むとともに、国の補助制度も活用して消毒液の配置を拡充する等の対応を行った。また、子どもが使用するタオル同士が接触しないよう、タオル掛けの長さを延長した。	

				□ 玩具の数を減らし、丸洗いや消毒ができるもののみにした。数を減らしたことで遊びたい玩具が重なることもあったが、そうした経験を通して、他者との関わりを学ぶ様子等がみられた。 また、手すり等の消毒を毎朝実施するとともに、部屋を使用した後、次に使用するまでの間に床等の消毒を行った。 こうした玩具・室内の消毒等には多くの時間等が必要となり、職員の業務を圧迫することとなった。 □ マスクの着用については、職員の着用の徹底に加え、保護者の方にも送迎時におけるマスクの着用を依頼した。 □ 保育室等の換気については、子どもたちの安全確保の両立を図るため、窓用のロックをかける等により対応した。また、国の補助制度を活用して空気清浄機の配置を拡充した。 □ 感染の早期発見を図るため、職員における毎日の検温を実施したほか、保護者にも児童の検温を依頼した。 □ 在籍児童やその家族、職員に感染者等が発生した際にすぐに連絡が行き届くよう、保護者のスマートフォンへの通知等を行うシステムを導入した。従前は、電話での個別の連絡・状況把握や、施設の門に張り紙をすることによる周知を行っていたことから、システムの導入は、保護者の方への連絡の迅速・効率的な実施において有効な対応となった。	
第3章第12節	事業や施設における感染対策等	避難所の運営に関する取組	対応方針やマニュアルの策定等	□ 新型コロナウイルス感染症の感染対策では「三つの密」を避けること等が重要となるが、災害時の避難所においては多数の人が1つの場所に集まるといった状況が想定され、その対応が課題となった。 そこで、感染症流行下で災害が発生した場合に備えて、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営の対応方針」及び「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」の策定等に取り組んだ。 □ 保健福祉センターでは、感染症に対応するため福祉避難所開設マニュアルを改定、改定したマニュアルを基に避難所開設訓練を年に1回実施し、マニュアルの検証を行うとともに、災害時に対応できるように取り組みを進めた。	■ 「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営の対応方針」及び「感染症に対応した避難所開設運営マニュアル」について、その取り組みの確実な実施・継続を図る。また、適時見直しや更新に取り組むことが重要であり、今後も必要に応じて見直す。 ■ 新型コロナウイルス感染症の流行においては、感染症に罹患した場合等における、自宅での療養・待機に備えた備蓄(解熱剤・食料品・日用品等)の必要性が顕在化した。こうした備蓄は、自然災害等への対応においても重要であることを踏まえ、平時から、災害用の備蓄と感染症への対策とを兼ねたローリングストックについて、周知・啓発に取り組む。

第3章第13節	事業や施設における感染対策等	その他の事業等における取組	高齢者の方の支援に関する取組	□ 高齢者の方は罹患した場合の重症化リスクが高いとされたことを踏まえ、その感染防止を図るための取組を実施した。また、感染対策による交流機会の減少がフレイル・認知症等に影響を及ぼすことの懸念を踏まえた取組を実施した。 ・ 高齢者バス運賃助成事業などの各種申請等手続きについて、感染予防を目的として、可能な限り郵送による手続きを促した。 ・ 運動や健康づくりに関する広報番組の放映や、市のホームページへの動画の掲載等を行った。 ・ 高齢者生活支援センター及び居宅介護支援事業所のケアマネジャーにより、支援が必要な高齢者に国から届いた布マスクを配布するなどし、感染予防の啓発及び安否確認等を行った。 □ 支援が必要な高齢者の方が新型コロナウイルス感染症に感染し、家庭での療養を行う場合等の対応についても懸念された。 そこで、病床の逼迫状況下で支援が必要な在宅高齢者等が感染した場合に、入院するまでの自宅療養期間中に訪問看護等の療養支援を行うことを目的として、「在宅高齢者フォローアップ体制強化事業」を実施した。	■ 「第10次芦屋すこやか長寿プラン21策定に向けたアンケート調査」の結果からは、次のような点が整理できる。 ・ 「自宅でできる体操」の動画の配信といった市の取組について、一定の効果が推定される。 ・ 流行がもたらす不安やそれによる影響の大きさが、改めて確認できる。 ■ 上記の点からは、今後の感染症への対応において、感染のリスクが比較的低いと考えられる外出の方法を整理し、その周知に取り組むことの重要性が示唆される。
			障がいのある人への支援に関する取組	□ 障がいのある人への支援は、日々の生活における必要性が高いものであることから、感染対策に留意しながらその継続に取り組んだ。 ・ 各種申請等手続について、ホームページへの様式の掲載や、郵送手続の案内の作成を行い、可能な限り郵送による手続を促した。 ・ 芦屋市障がい団体連合会に加入する各団体あてに、市の現況を報告し、会員へ周知いただくよう随時連絡を行った。 ・ 点訳・音訳について、感染予防の観点から一時中止したが、感染症関連の情報は緊急かつ重要な情報であることから感染防止対策を講じて点訳・音訳を依頼し、情報を届けた。 ・ 手話通訳者の派遣については、ウェブカメラを通して手話通訳者が遠隔で通訳を行える遠隔手話システムを導入し、安心して利用いただけるよう取り組んだ。 □ 病床の逼迫状況下で支援が必要な在宅の障がいのある人等が感染した場合に、入院するまでの自宅療養期間中に訪問看護等の療養支援を行うことを目的とした事業を実施した。また、在宅の障がいがある人を介護する家族が感染した場合を想定した事業も実施した。 □ 障がい福祉サービスを利用する際に必要となる障害支援区分について、その認定期間の延長を行った。 また、国・県の取扱いを踏まえて、指定医療機関等が休業している等の	■ 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症の流行における状況と同様の状況が発生する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、その備えとする。

				事情で自立支援医療を受けることができない場合に、受給者証に記載されている医療機関以外における緊急的な受診においても自立支援医療制度の利用を可能とする運用を行った。	
			介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所等への支援	□ 介護保険サービス事業者及び障がい福祉サービス事業所等向けホームページを創設し、継続して情報発信・周知を行った。 □ 高齢者の方や障がいのある人への支援に携わる介護保険サービス事業所・障がい福祉サービス事業所等においても、感染対策・拡大防止に注意を払いながらの事業継続が求められた。ただし、その取組は容易ではなく、クラスターに繋がるケースや職員の負担の増加等が発生した。一方で、利用者においては可能な場合は利用を控え、感染の防止を図ることも重要となった。 こうした状況を踏まえ、市から事業所等への経済的支援等を行い、必要なサービスの提供に取り組んだ。 ・ 事業所に対して、国の補助制度に基づく補助を実施したほか、市の独自支援策として、「事業継続支援金制度」や「介護保険サービス等提供継続支援助成金制度」、通所系サービス事業所に対して抗原検査キットを支給する「抗原検査キット支給事業」等を実施し、市民へのサービスの提供の維持に取り組んだ。 ・ 市内の介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業所等に対して、衛生用品が不足した(確保が困難となった)際に、マスクや消毒液等の資材を配布するとともに、障がい福祉サービス事業所が作製する布マスクの経費の一部を助成する取組を実施した。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症の流行における状況と同様の状況が発生する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組み、その備えとする。
			ごみ収集における取組	□ 新型コロナウイルス感染症が流行するなかで、ごみの収集・処理における感染拡大や、職員の感染による収集作業の停滞等が懸念された。 □ そこで、職員における感染対策を行うとともに、市民の方にもごみの出し方等についてご理解とご協力を頂きながら、収集を進めた。その結果、感染拡大がある状況下においても、安定的なごみ収集を実施することができた。 ・ ごみの捨て方に関するお願いを、市のホームページに掲載した。 ・ 収集作業員や施設職員と接触する際のお願いを発信した。 ・ 市のホームページにおいて、「ごみ収集の時間が遅くなることがある」旨や「収集体制の変更等が生じる場合がある」旨を周知した。 ・ 新型コロナウイルスの感染状況により収集体制の変更等が生じる場合の情報発信の方法(ホームページ・SNS等でお知らせすること)についても周知し、円滑な収集に取り組んだ。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、新型コロナウイルス感染症の流行における状況と同様の状況が発生する可能性があることから、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の内容の継承に取り組み、その備えとする。 ■ 新型コロナウイルス感染症への対応として市民の皆さまにお願いをしたごみの捨て方については、平時における公衆衛生等の観点からも有用な内容を含んでいることから、そうした内容は「ごみの分別と出し方」として、市のホームページ等で啓発に取り組んでいる。

				☐ 市民の皆さまからごみ収集作業員に多数のねぎらいのお言葉をいただき、そのお言葉を励みに、収集に取り組むことができた。	
			行政の業務改革等	☐ 新型コロナウイルス感染症の流行が続くなかで、全国的にもオンラインの利用やキャッシュレス化等の取組が加速した。 ☐ 本市では、感染拡大の防止を図るため、次のような取組を実施した。 ・ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、市庁舎に証明書自動交付機を設置した。 ・ 外出の抑制を図る観点から、手続きの内容等に応じて、郵送による申請の受付を行った。 ・ 市の施設の入り口への手指消毒液の設置や、窓口へのパーテーション(アクリル板)の設置等に取り組んだ。 ・ こうした資材の整備・調達に当たっては、流通不足・品薄等が発生していたことや、市の施設・窓口で広く整備を行う際の効率性を考慮して、全庁横断的にとりまとめを行い対応した。 ☐ 新型コロナウイルス感染症が流行した期間における行政のデジタル化に係る取組として、RPAの導入等の取組を進めた。	■ 今後のDXの推進に際して、感染症流行時の対応についても想定し、その内容を検討する。 ■ 今後の新たな感染症の流行への備えとして、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組むものとする。
			その他の取組	☐ 医療関係従事者等への感謝を示すため、兵庫県、県下市町と連携し、本庁舎北館屋上の市章を青色でライトアップした。 ☐ 医療的ケアの必要な児童の感染予防のための衛生用品等が入手困難な状況に対応するため、県から医療的ケアを必要とする児童の家庭に対して優先的にマスクや消毒用エタノールの支給があったことから、関係機関と連携・協力を図りながら随時配布した。 ☐ 国際交流に関する取組において、次のような対応を行った。 ・ 学生親善使節交換事業は令和2年度から令和5年度まで中止した。 ・ そうしたなか、オンライン交流やこれまでの姉妹都市交流のアーカイブビデオの作成及び市内中学校での放送、モンテベロ市の学生や学生親善使節経験者などのディスカッション、市役所内での姉妹都市交流のこれまでのあゆみの展示等を行った。 ☐ 社会福祉法人等への指導監査については、次のように対応した。 ・ 緊急事態宣言中及びまん延防止等重点措置期間中については、国又は兵庫県の通知に基づき、実施しないこととした(ただし、重大事案が発生した場合は監査を実施)。その他の期間においては、利用者エリアには立ち入らない等の感染対策を行い実施した。 ・ 市内の介護保険事業所に対する集団指導については、集合形式でなく、オンラインによる集団指導に切り替えて実施した。	■ 今後の新たな感染症の流行への備えとして、新型コロナウイルス感染症の流行における対応の継承に取り組むものとする。

第3章 第14節	感染症の対応に関する経費	予算措置の対応と 決算状況	□ 新型コロナウイルス感染症への対応に関する事業の実施に当たっては、市の一般財源に加えて、国が新型コロナウイルス感染症の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、取組を進めた。 □ 必要な事業を迅速に実施できるよう、感染症拡大の初期段階においては予備費の追加とその適切な活用により予算措置を行うとともに、その後の対応については、市議会の定例会に合わせた通常の補正予算に留まることなく、感染状況や国県の動向等を踏まえた適時の補正予算の編成に取り組んだ。その結果、一般会計では、令和2年度で12回(うち新型コロナウイルス感染症対策関連を含む補正予算は11回)、令和3年度で15回(同12回)、令和4年度で11回(同8回)の補正予算を編成した。 □ 対策に係る経費は、主に「①感染拡大防止対策」「②生活支援」「③事業者支援」「④新しい生活様式」「⑤ワクチン接種」「⑥その他」に区分して整理することができ、このような対策等に要した経費(令和2年度から令和4年度)は、3年間で約165億円となった。	■ 今後の新たな感染症の流行においても、その対策(に必要な経費)は、主に「①感染拡大防止対策」「②生活支援」「③事業者支援」「④感染対策を取り入れた日常生活の構築」「⑤ワクチン接種」「⑥その他」に大別されと考えられる。感染症の流行に対する対応策は、事態の収束の予測が困難な状況において、こうした多岐に渡る分野に対して、必要な事業を着実に実施する必要がある。 ・ そのため、広域的・画一的な事業は国又は県が役割を担い、より地域の実情を踏まえた事業は市が実施するよう、国、県、市の役割分担が適切に展開されることが重要である。 ・ また、感染症の流行によって社会情勢は目まぐるしく変化し、求められる事業についても変化することから、1年間の変化を的確に予測して、当初予算に事業費を計上することは極めて困難である。したがって、適時に適切な事業を展開するためには、社会情勢の変化に合わせながら迅速に補正予算を編成することが最善の手法となる。 ・ 感染症の発生直後や急激な流行の進行など、至急の対応を求められる状況においては、予備費の活用等が重要な手法となる。 ■ 対策分野のうち、「①感染拡大防止対策」「④感染対策を取り入れた日常生活の構築」については、新型コロナウイルス感染症の流行において整備・構築した手法を持続可能なかたちで継承・活用し、今後の新たな感染症の流行に備えることが重要。また、「②生活支援」「③事業者支援」については、暮らし・経済に関する平時からの取組(第8節)を進めることも重要。
		ふるさと寄附金による対応	□ 本市では、新型コロナウイルス感染症への対策に充てるため「ふるさと寄附」を募集し、頂いたご寄附を活用して各種対策を実施した。	